

天皇死去にあたって（声明）

本日天皇が死去した。これを契機に、病状悪化とともに始まった天皇賛美の異常事態にいっそう拍車がかかり、国民主権を原理とする日本国憲法を逸脱した各種のキャンペーンが国中を席卷するおそれがある。われわれは、民主主義のいっそうの発展と深化をねがう立場から、このような事態を深く憂慮し、以下の点を要求する。

1. 旧憲法のもとで、すべての「統治権」の保持者であった故天皇は、形式的にも実質的にも戦争責任を負っており、極東裁判で起訴されなかったことは占領政策上の都合にすぎず、これを不問に付した天皇の美化はすべきでない。
2. 国政に関するいかなる権能ももたず、たんなる「象徴」にすぎない天皇は「元首」ではない。にもかかわらず、天皇を広義の「元首」とみなすことは、日本国憲法の国民主権の原理に反する。
3. 故天皇にたいする国民の感情は各人各様である。したがって、政府等の公的機関が「敬愛」や「哀悼」の念を強要したり、葬儀に際して「弔意」を表するよう強制したりしてはならない。
4. 教育の場での弔旗の掲揚、休校、休講、児童・生徒への黙禱の強制などは、国民主権の原理に反するだけでなく、教育の中立性を侵すものであるから、行うべきでない。
5. 法律である皇室典範にもとづいて行われる「即位の礼」と「大喪の礼」は、最高法規である日本国憲法を逸脱してはならない。とくに、憲法の定めている政教分離の原則が厳守されなければならない。
6. 皇室典範に規定されていない行事、とくに神道にもとづく行事にたいして、一切の公費を支出すべきでない。
7. 天皇の即位をもって紀年の区切りとすることは国民主権の原理に反するだけでなく、国際的に通用しない旧弊であるから、元号法は廃止すべきである。現在の元号法は「元号は、政令で定める」としか規定しておらず、その使用を義務づけていない。当面、公文書における元号使用の強制を中止すべきである。

以上、声明する。

1989年 1月 7日

日 本 科 学 者 会 議